定要領第３条第２項に規定する評定表の評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、求める実績に対して提出できる施工実績は各１件とする。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。)

① 単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績

１）橋面積1,260㎡以上の橋梁床版の新設又は取替を行った工事（橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。）

２）橋梁の新設又は床版取替について詳細設計付きの工事を行った実績（ただし、この実績は、特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員のいずれか１者が該当すれば構わない。）

なお、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績

１）橋梁上部工を架設した工事（橋梁の種別・形式は問わない。）

２）橋梁の新設又は床版取替について詳細設計付きの工事を行った実績（ただし、この実績は、特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員のいずれか１者が該当すれば構わない。）

なお、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。

⑹ 配置予定の技術者等

① 次に掲げる基準を満たす現場代理人、専任で配置する主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工事を含む。）とする。

ア．現場代理人、主任（監理）技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

イ．競争参加資格確認資料の提出時に主任（監理）技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

ウ．主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

エ．主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。

求める経験　橋梁上部工を架設した工事

なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する者を現場代理人として配置しなければならない。また、求める経験に対して提出できる工事経験は１名につき１件とする。(特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に併せて提出すること。ただし、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

オ．複数の主任（監理）技術者を配置する場合で、製作工に係る工事の経験を有する主任（監理）技術者は、製作工が稼動している期間工場に配置するものとし、架設工に係る工事の経験を有する技術者は、工事現場が稼動している期間現場に配置するものとする。

② 設計管理技術者及び照査技術者については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、次のいずれかの要件に該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

ア．技術士［建設部門「鋼構造及びコンクリート」］の資格保有者又はこれと同等の能力を有する技術者

イ．技術士［総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」］の資格保有者

ウ．国土交通省登録技術者資格（橋梁分野の計画・調査・設計に該当するもの）の資格登録者

エ．ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者

オ．土木学会認定土木技術士（鋼・コンクリート分野に係る特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）は、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。競争参加資格確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認資料を提出できるが、この場合、競争参加資格確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間に資格登録停止を受けていないこと。

⑻ 特定建設工事共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼ 当該工種について、ＮＥＸＣＯ中日本での令和元・２年度における各年度の工事成績の平均点が２年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度の実績が無い場合は65点とする。

⑽ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

⑿ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。